

平成 30 年
7 月号

濱田会計事務所通信

平成 30 年 7 月 1 日発行 Vol.11

先日、近畿税理士会姫路支部で中学生対象の租税教室を行っている関係で、中学校の社会科の教科書を見る機会がありました。

日本（政府）の財政状況についての説明を分かり易くする為か政府の収入や借金（国債）を家庭の給料と借入金で表し、「収入に対して借金の額が多くて大変だ～」というような内容でした。

しかし、政府と家庭ではその規模も権限も全く違うため比較する事自体がそもそも間違いです。これでは分かり易く説明するどころか寧ろ間違った印象を子供たちに持たせてしまうのではないかと驚愕しました。

日本（政府）には財政問題があるという話をよく耳にします。僕は収支の状況については直すべき点はあると思いますが、借金については全く問題ないと考えています。

例えば会社の財産状況を見る時には・・・・・・・・次回に続きます！

<税務/会計トピックス>

所得拡大促進税制の見直し(中小企業者等向け改正)

所得拡大促進税制とは、賃上げに対する優遇税制です。青色申告書を提出する中小企業者等が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に以下の要件を満たすときは、給与等支給増加額の 15%（上乗せ要件を満たすときは 25%）の税額控除（法人税額の 20%が上限）ができる制度に見直されました。

要件

- ① 雇用者給与等支給額が前年よりも増加している事
- ② 継続雇用者給与等支給額が前年より 1.5%以上増加している事

上乗せ要件

- ① 継続雇用者給与等支給額が前年より 2.5%以上増加している事
- ② 次のいずれかの要件を満たすこと
 - イ 教育訓練費の額が前年よりも 10%以上増加している事
 - ロ 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が行われたことにつき一定の証明がされたものである事

雇用者給与等支給額とは、役員以外の使用人（役員の親族等、役員と特殊な関係にある使用人を除く）で国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、助成金など給与等の支払いに充てるために支払いを受けた金額は控除します。

継続雇用者給与等支給額とは、雇用保険の一般被保険者に該当する人で適用年度とその前年の期間内の各月において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。



<相続・贈与税のお話し>

相続税額の計算の基礎

相続税は死亡した人（被相続人）から財産を相続する人（相続人）に課税される税金ですが、相続人が受け取った遺産の額に税率をかけて計算し、求めるものではありません。
例えば下の計算式にあるように同じ 3000 万円を相続した場合であっても税金のかかる人と、かからない人が出てきます。

例① 相続財産 3000 万円 相続人 1 人（長男）
相続財産が基礎控除額（3000 万円 + 600 万円 × 相続人の数）以下のため相続税額なし。

例② 相続財産 8800 万円 相続人 3 人（妻、長男、次男）
8800 万円 - (3000 万円 + 600 万円 × 3) = 4000 万円

① 妻 4000 万円 × 1/2 × 15% - 50 万円 = 250 万円
② 長男 4000 万円 × 1/4 × 10% = 100 万円
③ 次男 4000 万円 × 1/4 × 10% = 100 万円
④ ① + ② + ③ = 450 万円

3000 万円を相続した長男の税額は 450 万円 × 3000 万円 / 8800 万円 = 約 153 万円

相続税の額はまず、被相続人が死亡時にどれくらいの財産を所有していたかを計算します。



その金額から基礎控除額を控除した後の金額を相続人が相続権通りに相続したものととしてそれぞれの相続税額を計算、その金額を合計します。
この金額を実際にもらった遺産の割合に応じて按分計算し、配偶者の税額軽減など各種の税額調整をした後の金額がそれぞれの相続人の相続税の額となります。

この様に税額計算は非常に複雑なので気になる方はお気軽にご相談ください。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3
TEL : 079-229-9041
Fax : 079-229-9049
E-Mail : info@hamadakaikei.jp
URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

